



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝国・身分・学校：帝政期ロシア教育社会史の試み
Author(s)	橋本, 伸也
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 187-205
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29615
Type	departmental bulletin paper
File Information	80_P187-205.pdf



帝国・身分・学校

帝制期ロシア教育社会史の試み

橋 本 伸 也

ABSTRACT Nobuya HASHIMOTO, *Empire, Estate(soslovie), and Schools: An attempt at writing A Socio-educational history of Russia in the imperial period.* This paper questions the structural features of the education system of Russian empire with the relation of the state system and the social formation of Russia. In addition, it presents the possibility of a new social history and its methodological framework of education in Russian empire. It attempts to characterize the socio-educational system by focusing on two points: "empire and ethnicities" and the "estate." Moreover, it also examines the different policies implemented at schools in the Western provinces, the Baltic provinces and the central regions of Russia, as well as at Jewish schools.

1. はじめに

本稿の目的は、19世紀を中心とした帝制期ロシアにおける教育システムの構造的特徴を、当時のロシアの国制及び社会編制との関連で問い、そのことを通じて帝制期ロシア教育社会史という新しい構想のもつ可能性と方法上の準拠枠を仮説的に提示することにある⁽¹⁾。

その際に採用される視点は、一つにはロシアが広大な版図を有し、多様な民族・文化・言語・宗教が重層的に併存する帝国であったということ、今一つには、1917年のロシア革命にいたるまで、西欧のそれとは明らかに区別される独特の身分制度が維持されていたこと、この2点である。帝制期教育史の叙述に際しては、これら2つの座標軸に加えて、他のヨーロッパ諸国よりは比較的早くから整備の進んだ女子教育の存在を考慮して、男女の性による軸を設定する必要があるが、女子教育についてはすでに何度か論じてきたところであり⁽²⁾、紙幅の都合からも本稿ではいくつかの箇所付随的に触れるにとどめた。

また、ここで「社会史」と銘うつ際に含意されているのは、従来日本で「教育の社会史」が語られた場合にしばしば想定されたアナール（あるいはアリエスの子ども史）風のそれではなく、むしろ国家を含んだ広義の社会との現実的な関わりのなかで学校と教育のはたした機能を捉えようとする歴史研究上の態度と方法である。ロシアに固有の国制と社会の編制に照らして教育の社会的機能を明らかにすること、ひるがえって教育システムのあり方から国家と社会の構造を解明するための視角を得ること、そうした方法的意図がここには込められている。

2. 帝国と教育——「帝国」ロシアの教育政策

さて、ロシアは帝国である。18世紀初頭、元老院がピョートル一世に皇^{セナート}帝^{インペラートル}の称号を奉じたときにすでにロシアは、アジアとヨーロッパをまたにかけた巨大帝国の様相を呈しており、ロシア革命による帝国の崩壊にいたるまで、基本的にはこの性格を維持していた。このことは、

当然、教育システムのあり方にも反映した。従来のロシア教育史は、ロシアの教育について知るところが貧困であったが、この点の認識はことのほか貧弱であった。語られた多くは、実は、ペテルブルグとモスクワを中心としたヨーロッパ・ロシアの一部分のことでしかなかったのである。その他の地域について論じられた際にも、帝国としてのあり方がそこにどう反映したかは、遺憾なことであるが必ずしも十分に自覚されておらず、いわんや帝制期教育システムの総体をこうした視点から把握しようとする試みは存在してこなかった。そこで以下では、帝国としてのロシアの教育政策のあり方とそれぞれの地域の実情について、主として西部国境地域をとりあげて、事例的に提示してみたい。

(1) 西部諸県の民族と学校

ここではまず、18世紀の3次にわたるポーランド分割とナポレオン戦争後のウィーン会議の結果、ロシア領化した地域の教育史について簡単に紹介する⁽³⁾。この場合、本来、西部諸県と称される現在のウクライナ西部、ベラルーシ、リトアニアに属する土地と、ポーランド王国部分のそれぞれについて言及する必要があるが、本稿では主として西部諸県に触れるにとどめる。いま、西部諸県として概括したが、その南方部分は右岸ウクライナあるいは南西部地域と称され、キエフ、ポドリャ、ヴォルィニの各県からなり、また北方部分はリトアニア・ベラルーシないし北西部地域とされて、コヴノ、ヴィリノ、グロドノ、ミンスク、モギリョフ、ヴィテブスクの各県を含むものである。

これら地域はロシア国家（キエフ＝ルーシ）の祖地を含むが、その後長く、近世初期に強化してバルト海沿岸から黒海にいたる広大な版図を形成したポーランド＝リトアニア国家の支配下にあったことから、モスクワやサンクト・ペテルブルグなど帝国中央部とは大きく異なる姿を取るようになった。その特徴は、①きわめて複雑に入り組んだ民族構成（表1・表2参照）、②カトリック系ポーランド貴族（シラフタ。ポーランド化したリトアニア貴族を含む）による土地所有と東スラヴ系（ウクライナ人・ベラルーシ人）・リトアニア人農民支配、③イエズス会等のカトリック諸教団の優位と正教会のカトリック化（ウニャート教会）、④莫大な数のユダヤ

表1 西部国境地域民族別人口（1795年）

（単位千人、（ ）内は対人口比％）

	左岸 ウクライナ	右岸 ウクライナ	ベラルーシ リトアニア	ポーランド 王国	沿バルト 諸県
総人口	3354.4	3421.9	5159.7	2679.0	1192.0
ロシア人	175.2(5.2)	3.9(0.1)	493.0(9.5)	—	13.4(1.1)
ウクライナ人	3121.6(93.1)	3006.0(87.9)	224.7(4.4)	152.1(5.7)	—
ベラルーシ人	43.9(1.3)	—	3220.0(62.4)	18.8(0.7)	4.9(0.4)
ポーランド人	—	266.2(7.8)	280.3(5.4)	1974.4(73.7)	12.2(1.0)
リトアニア人	—	—	624.0(12.1)	185.7(6.9)	9.2(0.8)
ラトヴィア人	—	—	127.6(2.5)	—	593.9(49.8)
モルダヴィア人	—	20.2(0.6)	—	—	—
ドイツ人	1.2(0.0)	0.4(0.0)	—	112.5(4.2)	78.5(6.6)
ユダヤ人	10.5(0.3)	123.5(3.6)	178.9(3.5)	229.9(8.5)	9.1(0.8)
エストニア人	—	—	6.7(0.1)	—	467.0(39.2)
タタール人	—	0.1(0.0)	2.9(0.1)	—	—
スウェーデン人	—	—	—	—	3.8(0.3)
その他	2.0(0.1)	1.6(0.1)	1.6(0.0)	5.6(0.2)	—

出典：В.М. Кабузан, Народы России в первой половине XIX в.: Численность и этнический состав, М., 1992, с.122-124.より作成。

表 2 西部国境地域民族別人口 (1858 年)

(単位千人, () 内は対人口比%)

	左 ウクライナ	右 ウクライナ	ベラルーシ リトアニア	ポーランド 王 国	沿バルト 諸 県
総人口	4873.5	5221.1	6540.3	4696.9	1744.7
ロシア人	301.1(6.2)	32.9(0.6)	644.7(9.9)	6.3(0.1)	63.0(3.6)
ウクライナ人	4405.1(90.4)	4123.7(79.0)	278.5(4.3)	212.2(4.5)	—
ベラルーシ人	93.4(1.9)	99.3(1.9)	3598.9(55.0)	23.8(0.5)	5.4(0.3)
ポーランド人	3.3(0.1)	297.1(5.7)	338.5(5.2)	3351.3(71.4)	18.5(1.1)
リトアニア人	—	4.8(0.1)	931.7(14.2)	259.6(5.5)	7.8(0.4)
ラトヴィア人	—	4.5(0.1)	155.4(2.4)	—	812.5(46.6)
モルダヴィア人	—	47.9(0.9)	—	—	—
ドイツ人	5.0(0.1)	8.3(0.2)	21.6(0.3)	264.4(5.6)	114.0(6.5)
ユダヤ人	63.0(1.3)	601.5(11.5)	551.9(8.4)	571.4(12.2)	27.8(1.6)
エストニア人	—	—	11.5(0.2)	—	687.9(39.4)
タタール人	—	0.3(0.0)	6.3(0.1)	0.3(0.0)	—
スウェーデン人	—	—	—	—	5.4(0.0)
その他	2.6(0.0)	0.8(0.0)	1.3(0.0)	7.6(0.2)	2.3(0.1)

出典：表 1 と同じ

人の存在, などである。教育史にとってはとりわけ②と③が重要で, これら地域では, カトリック教会とポーランド国家の手でロシア併合以前から西欧型学校が多く設けられ, 学校設立の遅れた帝国中央部とはおおきく異なった様相を呈したのである。また, ④については, 次節で論じることとなる。

1579 年にイエズス会の設けたアカデミーに淵源を持ち, 18 世紀後半, 教皇によるイエズス会追放を機にポーランド国民教育委員会の設ける高等教育機関である中央学校に改組され, ロシア併合後の 1803 年にヴィリノ帝国大学に再編された学校(現リトアニア共和国ヴィリニウス大学)の存在は, この地域の教育的伝統をもっともよく示すものである⁽⁴⁾。ロシア併合後もこの大学は, ラテン語とポーランド語を教授語とした紛れもないポーランドの大学としての性格を維持し, 西部諸県のみならず分割されたポーランド圏全体の学問・教育上の中心でもあった。また, 18 世紀, あるいはそれ以前からイエズス会, ピアル会をはじめとしたカトリック諸教団は競って教育機関を設立し, それらが設立した学校は, 19 世紀初頭にヴィリノ教育管区だけで数 10 校を数えた。ユニアート教会唯一の修道会バシリウス会も 50 校程度を設けている。さらに, 国民教育委員会も, 追放されたイエズス会の豊富な教育資金を利用して「中央学校」(クラクフとヴィリノの 2 校) — 「管区学校」 — 「地区(郡)学校」 — 「教区学校」からなる階梯的学校システムの導入をはかっている。これら諸教団と教育委員会による学校設立の実相は日本ではかならずしも十分に紹介されていないが⁽⁵⁾, 併合以前の教育的遺産の大きさを確認することは容易であろう。この地域は, カトリック文化圏と正教圏とが軛を接する前線として, 文化史・教育史的に枢要の位置にあったのである。なお, 併合直後に西部諸県の学校教育が帝国全体で占めた比率の高さは表 3 に明らかであろう。1808 年に人口では 2 割程度にすぎない西部諸県が, 教区学校レベルの初等教育機関から大学までのあらゆるタイプの学校を見た場合, 校数で 43%, 生徒・学生数でも 37% を占めたのである。高等教育人口に占めるヴィリノ大学の役割も, 次頁表 4 に示したとおり顕著である。

ところで, ロシア帝国併合後も, その当初は基本的には西部諸県の教育的伝統が保持された。ポーランドの大貴族であるアダム・チャルトリスキが, この地域の教育行政の長たるヴィリノ

表3 管区別学校数・生徒数(1808年, 1824年)

	1808年		1824年	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数
ペテルブルグ管区	113	7,785	195	10,255
モスクワ管区	194	7,898	267	11,880
カザン管区	59	3,254	142	6,416
ハリコフ管区	103	5,689	200	13,055
ヴィリノ管区	494	17,362	368	20,665
デルプト管区	168	4,615	238	7,184
その他	1	92	1	174
合計	1,132	46,695	1,411	69,629

出典：Келлен, П., Материалы для истории просвещения в России, №II, СПб., 1826, с.413-416. より作成。キエフ県は1808年はヴィリノ管区, 24年はハリコフ管区に属し, ヴィテプスク, モギリョーフ両県は1808年はヴィリノ管区, 24年はペテルブルグ管区に属する。その他欄は, 1808年はグルジア地域, 24年は美術アカデミー。

表4 19世紀前半の大学別大学生数推移

(人)

	設立年(起源)	1808	1824	1834	1839	1844	1849	1854
ペテルブルグ	1819	(102)	51	230	400	627	503	379
モスクワ	1755	135	820	456	798	835	902	1061
ハリコフ	1804	82	337	389	391	441	415	457
カザン	1804	40	118	238	225	406	303	366
デルプト	1802(1632)	193	365	524	525	562	554	613
ヴィリノ	1803(1579)	525	976	—	—	—	—	—
聖ヴラジミール	1834	—	—	62	126	403	579	675
合計		975 (1,087)	2,667	1,899	2,465	3,274	3,256	3,551

1808年のペテルブルグは高等師範学校で()を付した。合計欄の()内数は高等師範学校を含めた数である。1839年の聖ヴラジミール大学は一時閉鎖と学生の退学処分により前年度より半減。1838年は259名である。

出典：1808年と1824年はКеллен, П., Материалы для истории просвещения в России, №II, СПб., с.418. 1834年は«ЖМНП», ч.6, отд. III, 1835, с.243-253. 1839年は«ЖМНП», ч.26, отд. III, 1840, с.67-96. 1844年は«ЖМНП», ч.46, отд. III, 1845, с.1-32. 1849年は«ЖМНП», ч.66, отд. III, 1850, с.36-37. 1854年は«ЖМНП», ч.86, отд. III, 1855, с.6-7.

教育管区監督官に任じられたことに象徴されるように, 19世紀初頭の帝国の教育政策はポーランドの教育上の自治を容認するものだったのである。それどころか実は, 19世紀初頭のロシアにおける本格的学制の整備自体が, ポーランド国民教育委員会のもとで作られた学校システムを範として構想されたものであった。また, 併合後に右岸ウクライナに設けられた中等・高等教育の中間的性格を持つヴォルイニ・リツェイは「ウクライナにおけるポーランド貴族精神のシンボル」⁽⁶⁾と評されるとおり, この地のポーランド貴族の文化水準の高さと教育要求の強さを示すものであった。

このように文化的にポーランドの後塵を拝したばかりでなく, 政治・軍事面でも表層の支配にもかかわらず統治の具体的場面ではポーランド人貴族・官僚に依存することを余儀なくされた大ロシア人の帝国にとって, 西部諸県におけるポーランドの要素にどう対処するかは解決を要する喫緊の問題であった。それゆえ, おおむね1820年代中頃以降, ポーランド人学生の秘密結社フィロマートの摘発を契機にそれまでの教育上の自治を認める態度に若干の変更が加えら

れ、1830年11月のポーランド蜂起——この事件は近代的民族としてのポーランド人の覚醒を意味する——を契機に決定的転換がなされた。蜂起への参加を理由に、ヴィリノ大学とヴォルイニ・リツェイが閉鎖され（同時に、ポーランド王国のワルシャワ大学も閉鎖）、高等教育機関を失ったこれら地域には、ポーランド系のそれに代えてロシア的な聖ヴラジーミル大学（キエフ大学。正教を国教として受け入れた際のキエフ大公にちなんだ命名）が設けられた。大学の設備・備品はヴォルイニ・リツェイから移管された。かつてのシラフタ文化の粋を尽くした豊富な蔵書や備品の数々がキエフに運ばれてロシアの大学に移管されたことには、この地におけるポーランド文化の消失とロシアの優位を印象づける象徴的意味が付着していた。また、カトリックやウニャートの設立した教育機関を国民教育省の管下に移行することも行われた。わけでも、教授言語のロシア語化はもっとも重要なテーマであった。1833年から49年にかけて国民教育大臣の任を務めたセルゲイ・ウヴァーロフは、武断的なニコライ一世のもとにありながらも、ロシアの帝國的編制のはらんだ複雑な民族状況を自覚して、「あからさまに時期尚早」で「抑圧的無条件的な命令」によってロシア化を進めることには慎重な態度をしめしながら、地域の特徴に配慮した施策を考案してこうした課題に対応した。その結果、西部諸県で教育機関をカトリックの手からもぎ取って国家のコントロール下におき、ロシア化を進める作業は「思いがけぬほどの成功」⁽⁷⁾をおさめたと自賛している。

むろん、為政者のこうした評価をそのまま受け入れるのは素朴にすぎよう。ウヴァーロフのもとで採用された措置には、カトリックのポーランド人への譲歩と見なしうるものが散見されたし、西部諸県のすべての教育機関でポーランド系、あるいはカトリック系の影響力を完全に排除することに成功したわけでもない。条件つきながら宗教的寛容を原則とした帝国のあり方からして、それは不可避であった。ロシア的大学であるはずの設立後間もない聖ヴラジーミル大学でポーランド系学生の謀議が発覚して、一時閉鎖されたこともあった。また何よりも、11月蜂起を境にして、それまで多くの学生・生徒を得て繁栄をみたこの地域の学校の就学者数が減少し、明らかな「学校離れ」が生じたことを指摘しなくてはならない。世紀初頭に帝国全土の4割前後を占めたこの地の学校数・生徒数が1848年にはそれぞれ2割程度まで後退するのである（表3及び表5参照。表5のベラルーシ・キエフ両管区が、ほぼ表3のヴィリノ管区に相当する）。この傾向は、ヴィリノ大学を失ったリトアニア・ベラルーシで特に顕著であった。

高等教育レベルでは、ポーランド系住民は、ロシアの帝国大学たる聖ヴラジーミル大学や帝国内の各大学⁽⁸⁾、再建されたワルシャワ大学を利用しながらも、それ以上に、国境を越えてオーストリア・ハンガリー領内に存続を認められた民族的大学であるクラクフやリヴィウの大学に学ぶことを好んだ⁽⁹⁾。また、帝国の監視下におかれた教育機関を忌避した住民のあいだでは、家庭教師や公然・非公然の私立学校の手でポーランド的教育を守る努力も重ねられた。50年代以降は、西部諸県でも学校数・生徒数の一定の拡大が生じるが、これもロシア側からは、ロシア的影響の拡大に抗する「ポーランド主義」の強まりを背景に、ポーランド貴族やカトリック聖職者が学校設立に努力した結果だと見なされた⁽¹⁰⁾。根強い抵抗におかれて、一部の学校でポーランド語教授の復活が容認されたのもこの時期のことである。ただし、1863年1月蜂起の後、再度、ポーランド語教授への抑圧が生じることになる。また、60年代には西部諸県で正教会聖職者子女のための宗教庁女学校の設立があいつぐが、これも、正教への再統合を強いられたウニャート教会聖職者にたいするカトリック的影響力の除去を狙ったものであった⁽¹¹⁾。

ところで、西部諸県の学校と教育のあり方には、大ロシア対文化的先進ポーランドという図

表5 ウヴァーロフ期の国民教育省相管下教育機関推移

		ギムナジア 校数	郡学校校数	学校総数	生徒学生総数
1834	ベラルーシ管区	36	36	239	10,700
	キエフ管区	7	25	85	6,203
	全国	65	410	1,539	75,448
1839	ベラルーシ管区	11	33	265	12,776
	キエフ管区	10	46	166	10,456
	全国	74	435	1,890	95,119
1844	ベラルーシ管区	11	36	261	13,542
	キエフ管区	11	42	176	9,823
	全国	78	447	2,202	108,654
1848	ベラルーシ管区	11	35	252	12,684
	キエフ管区	11	41	176	10,356
	全国	79	450	2,180	110,975

Сравнительные ведомости о состоянии учебных заведений Министерства Народного Просвещения, за 1833 и 1834 годы, «ЖМНП», ч.6, отд. III, 1835, с.243-253.

Сравнительные ведомости о состоянии учебных заведений Министерства Народного Просвещения, за 1838 и 1839 годы, «ЖМНП», ч.26, отд. III, 1840, с.67-96.

Сравнительные ведомости о состоянии учебных заведений Министерства Народного Просвещения, за 1843 и 1844 годы, «ЖМНП», ч.46, отд. III, 1845, с.1-32.

Сравнительные ведомости о состоянии учебных заведений Министерства Народного Просвещения, за 1847 и 1848 годы, «ЖМНП», ч.62, отд. III, 1849, с.1-30.

式でははかれない複雑さがある。そもそも、西部諸県でカトリック諸教団やポーランド国民教育委員会の設立・運営した学校は主としてシラフタを中心としたポーランド系住民を対象にポーランド語で教育を行うものであり、ウクライナ人やベラルーシ人の民衆は想定外にあった。他方、西部諸県のロシア併合後、大ロシアとポーランド的影響に挟撃されたこれら民族の知識人のあいだでは、たとえば、1840年代以降高まりを見せたウクライナ民族文化運動のような動向が登場した。ロシアの大学として設けられた聖ヴラジーミル大学に学んだウクライナ人が、東スラヴの一体性を自明視した政府の意向とは裏腹に、大ロシアとは異なる民族としての自覚を醸成して、キリル・メトディー団と称される秘密結社をはじめとした運動を展開したのである。1860年代にキエフを中心に帝国各地に広がった日曜学校運動も、こうした民族的文化運動の一翼を担うものであったが、帝国政府はある時点からこれらに乱暴な弾圧を加えた⁽¹²⁾。言語政策においてウクライナ語は、ポーランド語によって汚されたロシア語方言と見なされて存在自体が否定され、20世紀になるまで学校でウクライナ語使用が認められることはなかったし、同時期に展開された学制改革のなかに位置づく初等教育政策では、西部諸県の扱いは帝国中心部とは別立てであった⁽¹³⁾。その根拠はポーランド・カトリック的影響と民族的覚醒への対応に求められた。

他方、政策上こうして別立てで構想された学校でロシア語が強制されるのを嫌ったウクライナ人、ベラルーシ人の農民たちは、1860年代以降、ヨーロッパ・ロシアの他地域ではゼムストヴォ（地方自治会）が設けられて、農民も参加した学校設立の機運がしだいに高まったのと同対照的に、学校教育普及には消極的態度をとったともいう。かつての文化的・教育的先進地域は、こうした事情もあって教育上、著しい立ち遅れを喫したとされているのである⁽¹⁴⁾。表6に示し

表6 ユーロップロシア県別識字率 (1897 年)

県	識字率	県	識字率	県	識字率	県	識字率
エストラント	77.9	ヴィテブスク	24.6	カルーガ	19.4	ウフィム	16.7
リーフランド	77.7	トヴェーリ	24.5	ペルミ	19.2	タムボフ	16.6
クールラント	70.9	コストロマ	24.0	ヴォログダ	19.1	ヴォロネジ	16.3
ベテルブルグ	55.1	サラトフ	23.8	チェルニゴフ	18.4	クルスク	16.3
コヴノ	41.9	アルハンゲリスク	23.3	キエフ	18.1	ヴァトカ	16.0
モスクワ	40.2	ノヴゴロド	23.0	カザン	17.9	ベッサラビア	15.6
ヤロスラヴリ	36.2	ドン軍管区	22.4	ミンスク	17.8	シムビルスク	15.6
グロドノ	29.2	サマラ	22.1	オリョール	17.6	アストラハン	15.5
ヴィリノ	28.8	ニジェゴロド	22.0	スモレンスク	17.3	ポドリャ	15.5
タヴリダ	27.9	エカテリノスラフ	21.5	ヴォルイニ	17.2	ペンザ	14.7
ヴラジミール	27.0	トゥーラ	20.7	モギリョーフ	16.9	プスコフ	14.6
ヘルソン	25.9	オレンブルグ	20.4	ボルタヴァ	16.9		
オロネツ	25.3	リャザン	20.3	ハリコフ	16.8		

出典：Рашин А.Г. Население России за 100лет (1811-1913гг.), М., 1956, с.308-309.

たキエフ、ヴォルイニ、ポドリャ各県あるいはミンスク、モギリョーフ両県の識字率の低さはそうしたことの反映であろうか。それに対してリトアニアでは、60年代以降リトアニア語使用の禁止とカトリックに対する正教教化が繰り返されたが、それにたいしてカトリックのリトアニア人民衆は、ロシア化された初等教育機関を忌避しつつ、秘密裏にリトアニア語による学校を設立して次世代の教育にあたっていた。その結果識字率でも、沿バルト諸県や首都を擁するベテルブルグ県には及ばぬものの、ウクライナ・ベラルーシよりはかなり高めの水準を得ることとなった⁽¹⁵⁾。リトアニア人の主たる居住地であるコヴノ県やヴィリノ県の識字率の相対的な高さはそのことを示すものであろう。なお、これに隣接するベラルーシのグロドノ県でも識字率が高いが、ここではマズール人と称されるカトリックのポーランド系住民やユダヤ人比率が比較的高いことに注目すべきであろう⁽¹⁶⁾。

このように、西部諸県の教育史を描く際には、帝国の支配者たる大ロシアとかつての政治的支配者で文化的先進の地位を保ったポーランド系貴族、さらにその両者の中であって忘却されがちなウクライナ・ベラルーシ・リトアニア人の民衆という3者（さらに後述するユダヤ人も加えた）の関係性を解きほぐして考察を加えることが必要であろう⁽¹⁷⁾。そこには、複雑に入り組んだ民族状況のもとで繰り返された、学校をめぐる国家および諸集団間の葛藤と対立が確認されるのである。

(2) 沿バルト諸県の民族と学校

他方、沿バルト諸県のうちエストラント、リーフランド両県は北方戦争により、またクールラント県もポーランド分割によってロシア領化したが、これら地域の実質上の支配者はバルト・ドイツ人といわれる、刀剣騎士団以来の伝統を引き宗派的にはルター派のドイツ人である。彼らは、沿バルト諸県の支配民族として被支配民族たるラトヴィア人、エストニア人その他の諸民族の上に君臨したのみならず（表1・表2参照）、帝国の優秀な官僚や軍人として、あるいは西欧型文化の伝達者として、宮廷や政府部内、あるいは帝国中心部の社会にも大きな地歩を占めていた。それゆえ、この地の学校もまた、ロシア帝国では独特の位置を占めるであろう。

大ロシア人のバルト・ドイツ人に対する態度は、ポーランド人に対するそれとは対照的である。ポーランド人にたいしては文化的優位を認め、あるいは地域統治上彼らに依存しながらも、権威的態度をあからさまにするとともに、民族的抵抗運動に対しては乱暴な弾圧を恣にしたのに対して、バルト・ドイツ人には、彼らが帝国統治機構中核で果たした役割の大きさのゆえに、あるいは文化的存在としての優位ゆえに、大ロシア人にとって横柄と映った態度にさえ寛容あるいは慎重な態度をとったのである。ウヴァーロフが大臣就任十年を機に提出した上奏報告はそうした態度の典型例である。彼は、バルト・ドイツ人の行政的・軍事的・文化的役割を評価し、敬意を表しつつも、その尊大な態度を問題にして、ロシア人とバルト・ドイツ人のあいだには大きな溝があることを語るとともに、スラヴの民として血縁関係にあるポーランド人が支配する西部諸県では比較的容易になしえた学校のロシア化政策について、バルト・ドイツ人に対しては同様の手法を当面取りえないことを指摘してこう述べたのである。「ドイツ人を即座に捉えることは不可能である。彼らにたいしては、いわば、包囲戦を行う必要がある。彼らは降伏はするだろうが、しかしいますぐというわけではない。」⁽¹⁸⁾

実際、帝国のバルト諸県学校政策は、政策全般がそうであったように、バルト・ドイツ人とその背後に控えたドイツ・プロイセンを刺激しないよう、自治と民族的自立を最大限に尊重したものであった。

スウェーデン王グスタフ二世アドルフ創建のドルパット・アカデミーに由来するデルプト大学(1802年創立。現エストニア共和国タルト大学)は、ドイツ人教授がドイツ人学生と、学術振興のために帝国各地から派遣された学生とを対象にドイツ語で教育する大学であり、ドイツ大学のネットワークのなかに組み込まれていた。デルプト大学に期待されたのは、ドイツなど西方の学問への窓口としての役割なのである。法制上も、他大学が一般大学令の適用を受けたのに対して独自の大学令を与えられ、デルプト以外では禁じられたドイツ風の学生団の活動も認められた⁽¹⁹⁾。中等教育機関でも教授語はドイツ語で、30年代以降ロシア語教授の必要が再三指摘されながらも本格的に実施されることはなく、せいぜいロシア系住民のためにロシア・ギムナジアを設けたり、あるいはロシア語教員の待遇改善などの部分的措置が重ねられるにとどまった。ロシア語振興策へのドイツ人社会の抵抗は強く、ロシア語を学ぶ必要など存在しないと公言する者、ロシア語を話すような息子には遺産を譲れないと強硬にいう者もいた⁽²⁰⁾。そもそも、沿バルト諸県では行政事務もドイツ語で処理されており、帝国の教育行政上のエージェントたるはずの教育管区監督官自身がロシア語を解さない場合があっても、それが容認されるという実情があったのである⁽²¹⁾。

他方、この地域の先住民たるエストニア人やラトヴィア人を対象とした初等教育の整備について、国民教育省はきわめて消極的である。19世紀初頭、帝国全土に先駆けて沿バルト諸県で農奴解放の行われた際にエストニア人、ラトヴィア人などの農民を対象とした初等教育問題が浮上したことがあるが、この時に国民教育省は撤退している。それ以降も、教育省による若干の試みがないわけではないが、民衆教育上、主導的役割を果たしたのはルター派教会とドイツ人貴族であり、初等教育機関の大半は国民教育省の管轄圏外におかれていた⁽²²⁾。ルター派聖職者のなかには「ラトヴィア人とエストニア人のゲルマン化こそが沿バルト地域の貴族の神聖なる義務であり政治的課題である」⁽²³⁾と公言してルター派総監督の地位を追われた例もあったし、政府の一部からは、沿バルト諸県のドイツ人貴族が先住民を対象とした初等学校で特に気を配ったのはドイツ語教育であり、また住民のドイツ化だとみなされていた⁽²⁴⁾。しかし、ル

ター派の初等教育機関では地域住民の構成を考慮しながら、ドイツ語、エストニア語、ラトヴィア語のいずれかで教育が行われており、このことは3県いずれも7割以上という群を抜いたこの地域の識字率の高さと無関係ではあるまい（表6参照）。

沿バルト諸県の学校教育のロシア化に向けた決定的な政策転換が図られたのは1880年代の反動期、西部諸県で同様の政策が開始されてから半世紀以上を経てのことである。この時、司法・警察・行政などの全般的改革＝ロシア化が行われた一環として、学校改革も行われたのである⁽²⁵⁾。1889年、デルプト大学はそれまで享受してきた法制上の特別の地位を奪われてロシアの一般大学令の適用を受けることになった。神学部を除いてドイツ人教授の多くがポストを追われ、あるいはみずからドイツに立ち去り、そのあとにはロシア人やウクライナ人の教授が座を占めた。教授言語もロシア語に変更になった。学生団の活動がこの大学でも禁令の対象となり、1893年には大学名自体がロシア風にユリエフ大学と変えられた。その他の各種の初等・中等教育機関でも教授言語はロシア語とされ、大学の場合と同じく、諸学校についての一般法がこの地域にも適用されて、教授プログラムのロシア化がはかられた⁽²⁶⁾。これら一連の措置に対して、リーフランド貴族団をはじめとしたバルト・ドイツ人は政策の撤回を求めた運動を繰り広げるが、それらは一部認められた以外、決して十分な成果をおさめたとはいえない。とはいえ、学校教育のロシア（語）化政策がどの程度まで現実化しえたのかは、なお検証を要する課題として残されている。この地域ではロシア語で教育を行える教師の確保が困難であったこと⁽²⁷⁾、あるいは1905年革命以降、バルト・ドイツ人と帝国との協調を再建する必要からロシア化政策に一定の変更が加えられていること⁽²⁸⁾、などが考慮されるべきであろう。

沿バルト諸県におけるロシア化政策の評価は難しい。高等教育では、学生の民族構成を見た場合、デルプト大学のロシア化＝脱ドイツ化の結果もたらされたのは、単なるロシアの大学ではなく、むしろエストニア人、ラトヴィア人、ポーランド人など諸民族の大学だったからである。ユダヤ人学生の増加も顕著である。そこからは、ドイツ人支配にたいして不満を抱き、民族意識を醸成しつつあったエストニア人やラトヴィア人の民族運動指導者となる新しい知識人が生み出されるであろう。他方、初等・中等教育政策は、当初はドイツ人支配からの解放を意味するものとしてエストニアやラトヴィアの民族指導者から歓迎されたが、他方でエストニア語・ラトヴィア語による教授が禁じられたことは、住民の就学意欲を損なうとともに、教員確保の困難などを原因に教育水準の低下をもたらした。ドイツ人からの解放が帝国中央への従属の深まりしか意味しないとの幻滅が広がり、教育上の自治を求める動きも生じてきた。このことも、民族運動の高まりを促す要因のひとつであった⁽²⁹⁾。沿バルト諸県で見られた革命闘争の激しさを、これら民族問題とロシア化政策によって説明する場合もある。教育のロシア化の帰結は、帝国、バルト・ドイツ人、被支配民族という三者の関係構造のゆえに、すぐれてアンビバレントなものだったのである。

(3) 帝国的編制と多様性

このように、西部諸県及び沿バルト諸県で繰り広げられた教育の政策と現実とは、帝国内でそれぞれの地域の占めた位置と役割、あるいは地域の有した特徴によって大きく異なるものであった。帝国は、これら地域に一律の政策を同時的に行使することをせず、むしろ具体的な局面に即応した個別対応を重ねながら、帝国としてのまとまりを維持しようとしていたように見える。帝国の一体性は、集権的で画一的な教育制度・教育政策によって担保されたわけではな

いのである。また、帝制末期に近づくにつれて前面に出る度合いが強まった「ロシア化」政策にしても、西欧で確立された近代国民国家の像と確かに関係があったにせよ、それと同一視するものではない⁽³⁰⁾。しかもその結果も、両地域の入り組んだ民族間関係を反映して、ロシア化がひたすら前進したわけでもなければ、諸民族の様な「国民化」が促進されたというわけでもない。ロシアへの態度や抵抗も民族によってまちまちである。ロシア化の促進装置として位置づけられた高等教育を中心とした学校教育の拡大が、むしろ民族エリートの形成に貢献した例も少なくなかったであろう。

このような像は、その他の地域も考慮した場合には、さらにモザイク的なものとなろう。19世紀初頭のロシア併合後もスウェーデン系の支配下にあったフィンランド大公国の場合は、「特別の地位」を与えられて学校教育を含む統治機構全体が帝国と別枠に設定されていた。フィンランドへのロシア化政策が本格化するのは、1890年代以降のことである。ポーランド王国の場合は1839年のワルシャワ教育管区設置以降、帝国の教育行政の枠組みのなかに編入されたが、そこでの様相は、被支配民族としてウクライナ人やベラルーシ人、リトアニア人を抱えた西部諸県とも異なるものとなろう。さらに、これらいわば大ロシアからみて「先進」ともいべき地域や民族とは対照的に、ウラルとボルガ沿岸、シベリアからカムチャツカ、クリルにいたる大地に点々と存在し、多くは文字を持たなかった諸民族（ユダヤ人とともに「異族人」と称された）には、1870年の「異族人教育規則」とイリミンスキー方式と呼ばれる言語教育の方法によって、「後進的」少数民族にロシアのすぐれた文化を伝達するための民族語利用と教育普及がはかられた⁽³¹⁾。ドイツ人、ポーランド人などへのロシア語強制とこの政策とのあいだにはかなりの距離があるといえるだろう。他方、19世紀末にシベリアに移住したドイツ系住民への対応は、これらシベリアの異族人に対するものとも、あるいは沿バルト諸県のドイツ人に対するものとも異なった⁽³²⁾。さらに、イスラムの影響が強かったカフカースや中央アジアの場合も、地域的な要因が画一的教育政策の適用を困難なものとしていた⁽³³⁾。西部諸県において独特の位置と勢力を占めたユダヤ人の教育も同様に独自の性格を有したが、これについてはユダヤ人が「身分」として扱われていたこともあり、次節で論ずることにしたい。いずれにせよ、こうした帝國的編製のなかで学校教育の果たした社会的・国家的機能については、政策それ自体の分析とともに、教育史分野でいまなおほとんど未解明のままに残されており、その克服が課題となっていることを確認しておきたい。

3. 身分制社会と教育——「教育の身分制原理」

ロシア帝国は身分によって社会を編制した国家でもある。身分制度の詳細を語る余裕はないけれども、ロシア教育史を語る際、「教育の身分制原理」は本質的論点であり、帝制期のある史家によれば「教育が身分を作った」といわれるほどに重要な意味を持つ。学校教育（制度化された「家庭教育」も含めて）は、そこからのズレや対抗力を含みつつも身分及び身分内の位置を基準に編制され、逆に、受けた教育がその者の身分を決定したというのが「教育の身分制原理」の含意である⁽³⁴⁾。

(1) 教育の身分制原理と学校システムの概要

身分制原理によって編制された教育システムの頂点に立ったのは上位貴族や政府や軍の高官子弟の特権的学校として設けられた軍の海軍兵学校や近習学校、近衛特務曹長騎兵士官候補生

学校、文官養成機関としてのアレクサンドル・リツェイ（ツァールスコエセロー・リツェイ）と帝立法学校であり、学校教育を嫌った富裕な貴族家庭の制度化された家庭教育もそこに位置する。またそれに次いで、貴族一般を対象とした軍の教育機関として陸軍幼年学校や兵科別技術将校養成機関があり、交通土木・鉱山などの技術者養成を行った専門学校も貴族のための身分的教育機関であった。他方、しばしばカーストになぞらえられる閉鎖性をもった正教会聖職者身分には神学校就学が義務づけられ⁽³⁵⁾、聖職エリート^{カントニスト}の道を歩む者には神学大学^{アカデミー}があった。また、身分集団化していた兵士の子弟にも、そのための特別の学校が存在した⁽³⁶⁾。このように、身分集団毎の教育機関の設置が教育システム上の著しい特徴となっているのである。

それに対して、19世紀初頭に本格的整備の開始された国民教育省管下教育機関では、制度上は全身分性が謳われた。しかし、大学やギムナジアでは農奴を排除して貴族独占が追求されることになった。もっともこの独占はロシア国制のあり方ゆえ決して貫徹しない。他方、郡学校は下級貴族子弟や中間身分（商人・職人等々）を主たる対象とし、教区学校も農民を含む中下層身分を対象とした。また、法制上身分として扱われたユダヤ人や異族人には別立ての学校制度が構想された。

女子教育も同様に教育の身分制原理の枠組のなかで編制された。スモリーヌィ女学院をはじめとした貴族子女を対象としたマリア皇后庁管下の女学院（これらはスモリーヌィを頂点に内部的な階層構造を有した）、聖職者の娘の教育の場として設けられた宗務院管下の二種類の女学校などがその典型である⁽³⁷⁾。

こうした身分的に編成された教育システムのなかで、上位貴族の親たちは皇室との紐帯を深め、あるいは高位頭官の地位をえるために、近習学校などのエリート学校に息子の席を獲得すべく奔走した。司祭の息子たちは神学校で学んだ後、同じく司祭の娘——1840年代以降、彼女たちのために設けられたのが宗務院管下女学校である——と結婚して親と同じ道を歩むのを通例としたが、そうした単調さに満足しえない野心家の場合は、官吏供給の必要上神学校にも開かれていた大学進学^{カントニスト}の道を利用して身分移動をはたそうとした。彼らはセミナリストと称されて、大学内で貴族の息子たちから異質な集団として扱われるであろう。チェルヌィシエフスキーをはじめとしたロシア・インテリゲンツィアのひとつの類型も彼らのなかから誕生した。あるいは、下層出身でありながらギムナジア—大学での就学と国家勤務を経て、下方に向けて開かれた貴族身分に参入した例もある。レーニンの父イリヤ・ウリヤノフは、学歴と勤務による身分移動を果たして世襲貴族位を得た好例である。獲得した学歴が貴族身分の条件とされたのである。

むしろ、このような様相は19世紀前半に顕著に見られたもので、1861年の農奴解放を頂点とした改革の時代以降は、主として国民教育省管下教育機関で身分的制限が緩和ないし除去されて、身分制それ自体は温存しながらも、それに代わるメリトクラシー的階層原理に立った学校システムへの移行が模索されるとともに、実際にそうした変化が進行することになった。この政策は、司法・軍制などの改革とともに、身分を超えた近代的な市民的秩序の創出をめざしたものと見なしうるものである⁽³⁸⁾。しかし、特権的セクターで身分的性格が温存されたことは、この変化の意義を相対化するであろう。60年代の動向からの逆流もなかったわけではない。ロシア革命にいたるまで教育の身分的編制が大幅な改編を受けながらも維持されたことは、帝國的編制とともに、ロシアにおける「国民教育」の存在それ自体の論題化を要請するものである。

ところで、教育の身分制原理を成立させる制度的要因として教育行政の多元性を指摘しなけ

表7 官庁・管轄別学校数・生徒数(1834年)

	教育機関	生徒
国民教育省	1543	78,096
軍事官庁(陸軍省・海軍省・その他)	—	179,981
宗務官庁(正教宗務及び異宗派)	711	67,624
大蔵省	72	6,220
内務省	107	13,340
宮内省(御料地省含まず)	72	1,415
交通管理総局	3	665
司法省	2	350
外務省	1	6
マリア・フョードルヴナ皇太后創設	18	52,912
マリア・フョードルヴナ皇太后所管	19	1,122
エレナ・パヴローヴナ公女所管	2	165
地方長官管下	9	237
諸学校 ドイツ系 ベテルブルグ	4	1,160
諸学校 ドイツ系 居留区	750	35,746
諸学校 タタール系	561	14,025
諸学校 ユダヤ系	2	500

出典：国民教育省は Сравнительные ведомости о состоянии учебных заведений министерства народного просвещения за 1833-1834 годы, «ЖМНП», 1835, ч.6, отд. III, с.244-253, 他は Известия о Ученых и Учебных Заведениях в России «ЖМНП», 1837, ч.14, отд. III, с.69-92 より作成。

ればならない。19世紀初頭に設けられた「国民教育省」は決して単一の「国民教育」を管轄したわけではなく、多様な官庁によって学校設立・管轄権が分有されたのである⁽³⁹⁾。1834年時点の概要は表7に示したが、軍事官庁、宗務院、大蔵省、国有財産省、マリア皇后庁等々、学校を管轄した官庁は多岐にわたるのである。こうした教育行政の多元性は国民教育省の比重が著しく増大した世紀後半移行も維持され、とりわけ高等専門教育は多様な官庁のもとで顕著な成長を遂げることもなった。それゆえ、ロシア教育史の叙述では、「国民教育省＝文部省中心史観」は克服されねばならない。

(2) ユダヤ人の学校

次に、身分集団ごとに編制された学校教育の一例としてユダヤ人の場合を簡単に見ることにしよう。通念的にはユダヤ人を身分として扱うことは異例であるが、ロシアにおいて彼らが身分法制上のグループである「異族人」の下位区分に分類され、他の集団とは異なる身分的権利・義務を負わされていたことからこうした扱いを取ることにした⁽⁴⁰⁾。ここでは、前節の帝國的編制への補論的意味をも込めつつ、身分ごとに区分された教育システムのあり方の一例として、これまで論じてこなかった部分を特に取り出して示すために、なかば便宜的に身分制原理の事例として取り上げたが、身分制原理の典型をなすのは、前小節に登場した各種の学校である。

ポーランド分割によるロシア帝国編入後、ユダヤ人は居住地域の制限を受け、その大半は西部諸県の都市やシユテットルと称される小市に居住した。これらのユダヤ人居住地域にはすでに16-17世紀から、ユダヤ人自治組織カハルなどの手でヘデル(初等教育機関)、イェシボトゥ

イ(イエシヴァ)(上級教育機関)などと称される固有の学校が設けられて、前者ではメラメドと呼ばれた教師のもとで、「聖書を読むこと、ヘブライ語で書くこと、祈禱することを学習し、これと並んで、四則計算やユダヤ人のモラルの諸原則も習った」⁽⁴¹⁾。後者は高名なタルムード学者による教育と研究の場として、ラビの養成にあたった。また、孤児や貧困な子どもたちにはタルムード・トーラーと称される慈善的学校が作られた。この学校の現実はきわめて貧困なものであった。これらは基本的に男子のための学校であり、女子は家庭教育を基本とした。教授語は周辺学校のそれとは異なり、イディッシュ語やヘブライ語であった。イディッシュ語とは、ロシア側に言わせるに、「ユダヤ人風の発音によって醜く歪められた独特のドイツ語方言」⁽⁴²⁾である。

こうした、いわばロシア帝国の通常の学校教育とは異なる孤立的な学校のあり方については、ポーランド分割後間もなく、帝国が本格的学制整備に着手した19世紀初頭からすでに政府の注目をひいていた。初代司法大臣にして、プーシキン以前のロシアを代表する古典主義詩人デルジャーヴィンのユダヤ人に関する『意見』(1800年)に盛られた教育改革案はその一例である⁽⁴³⁾。他方、1804年のユダヤ人規則では教区学校から大学にいたる国民教育省管下教育機関でユダヤ人入学が認められるとともに独自の学校設立が認められ、35年規則でもそれが踏襲された。これによれば、所定の教育を受けたユダヤ人には、他の場合と同様に学位及び一代名誉市民(修士学位取得の場合)・世襲名誉市民(博士学位同)身分取得が特権として認められた。ただし、これら一般の教育機関へのユダヤ系住民の不信は強く、19世紀前半には一般化しない。

ユダヤ人の教育機関をロシア帝国の教育システムに編入する政策が本格的に実施されたのは、これまたウヴァーロフ教育相の時代であった。ウヴァーロフ自身はこの政策上の活動を「ユダヤ人の改造とその道徳的・市民的再生に関する国民教育省の活動」⁽⁴⁴⁾と称しているが、この表現には、みずからの宗教的・文化的伝統を墨守してキリスト教的文明に敵対する、社会にとって有害な搾取者ユダヤ人の矯正という、デルジャーヴィン以来のモチーフが端的に示されている。

ウヴァーロフ及びそれ以降の一連の施策のもとで導入されたユダヤ人教育のシステムは以下のようなものである。まず、国民教育省管下の正系の教育階梯である教区学校―郡学校―ギムナジアに対応させて、第一類学校―第二類学校―ラヴィ学校を設ける。そこでは、ロシア語を教授語にするとともに、一般教育的な内容では国民教育省のその他の学校との近接化をはかるものの、信仰には触れずむしろ世俗的道德の次元でキリスト教的秩序との融和をはかることを原則とする。ラヴィ学校では共同体のなかで養成されたユダヤ教の指導者であるラヴィに代えて、官吏化した帝国国家のエージェントたるラヴィの候補者の育成をはかる。必要な資金はユダヤの共同体に固有のコロプカ税をもって当てる。また、ヘデル等のユダヤ系学校も国民教育省の監督下におかれる。国民教育省管下の正系の諸学校へのユダヤ人の就学も従来どおり妨げられず、ラヴィ学校及びギムナジアの双方を介して大学への入学を認める。

こうした基本構想に即した官立のユダヤ人学校は、1847年のヴィリノとジトミルに設けられた学校を最初の例とし、50年代中頃には全部で103校、教師399名、生徒3487名という規模に成長した⁽⁴⁵⁾。しかしこれは、期待されたところからすると端緒的なものにすぎず、60年代から70年代にかけて、国家のユダヤ人教育政策はさらに検討を求められるところとなった。60年代初頭に官立ユダヤ人学校卒業生への国家勤務権を承認してユダヤ人を帝国の国家教育システムに吸引する施策を行ったほか、ユダヤ人学校に関する詳細な査察を行って現状の把握に務めた

のもそうした文脈においてであった。

このように、帝国のユダヤ人教育政策は基本的にユダヤ人のロシア帝国への同化をはかり、国家内国家と言われたカハルの支配に代わる国家支配を貫徹させることをもくろんだものと特徴づけることができる。しかし、それらをもって帝制期ユダヤ人教育の特徴づけとするのは正確を欠く。なぜなら、第一に、こうした政策側の意向自体がユダヤ人の近代化と地域社会への融合を意図した啓蒙的ユダヤ人グループであるマスキリムの教育要求とも合致し、ユダヤ人内部の革新派は開かれた機会のなかに利を認めて、それらを活用して近代的ユダヤ人―「ネクタイ・ユダヤ人」⁽⁴⁶⁾としての歩みを開始したという事実があるからである。そこからはロシア帝国の学術を代表する多数の人々も輩出されるであろう。従来、ロシアの教育政策の反動性の証左として語られてきたユダヤ人に対する就学上の差別的制限措置は⁽⁴⁷⁾、むしろ国家の同化政策を跳躍台にユダヤ人の一部がギムナジアや大学等に殺到したのにたいして⁽⁴⁸⁾、1880年代以降のユダヤ人政策の全般的転換のなかで政策化されたものに他ならない。こうした歴史的経緯を勘案した場合、差別政策の評価や意味づけがどのように修正されるかはなお今後の課題である。

他方、伝統志向の多数派―「カフタン・ユダヤ人」は国家によって統制され世俗化されたユダヤ人向け学校教育を忌避し、従来からの教育の枠組みのなかに閉じこもっていた。上で示した50年代中頃の数字は、共同体の設けた学校の同時期の規模と比較した場合取るに足りないものにすぎない。キセーレフを長としたユダヤ人問題委員会の調査では、ユダヤ人共同体の設けた伝統的学校は校数5361校、教員数1万861名、生徒数6万9464名という規模を誇っていたのである⁽⁴⁹⁾。こうしたユダヤ人の伝統志向の強さと近代的学校の忌避＝ウヴァーロフ的政策の失敗は、改革の時代である1860年代に論壇やジャーナリズムに多く話題を提供するとともに⁽⁵⁰⁾、トルストイ教育相のもとでの若干の政策変更―官立ユダヤ人学校の改組をもたらし、そこでは官立教育と伝統的教育との「二つの教育の闘争」⁽⁵¹⁾が繰り広げられることにもなる。その後の政策転換はすでに述べたが、以降も伝統的教育の優位は変わらず、半世紀以上を経た1911年の国民教育大臣の上奏報告でも、ユダヤ人のための教育機関総計8663校中ヘデルが7743校、その他のユダヤ系学校は920校であった。そこには、国家によって設けられた新しい学校に対するユダヤ人多数派の「きっぱりとしたあからさまな敵意」⁽⁵²⁾が確認されるであろう。

このように、ユダヤ人は伝統的教育機関を有したことから、一方では、身分別学校システムの枠組それ自体は基本的に温存されて、伝統的教育を尊重する慣性力が強力に働くこととなった。他方、一部では、ユダヤ人の同化の手段として学校教育を利用しようとした政策側の意向を超えて、新たな教育機会への期待が醸成され、それがかえって抑制・差別政策への転換をもたらすこととなった。事態はきわめて複雑な様相を呈していたのである。ここでもまた学校は、国家と民族、あるいはその内部の諸集団からそれぞれ異なる多様な機能を期待されて、彼ら相互の闘争の舞台として現象し、それらの合力の結果として複雑な構成をとることになったのである。

4. おわりに ― 帝制期ロシア教育社会史の試み

以上、仮説的提起も含めて、ロシア帝国の教育システムのいくつかの局面について簡単に見てきた。そこに確認されたのは、民族と身分、そして本稿では多くは触れなかったが、男女の性という三つの座標軸によって区分された空間に配置された学校の多様なあり方である。19世紀を中心としたロシア帝国の教育史を考えると、この点は本質的問題である。そこでは、広

く国民一般を想定した教育の制度と政策は未成熟で、むしろこれら三つの座標軸に即して多様な集団に人々を区分した上で、それぞれに対する扱いを変えながら全体として帝国に包摂する政策上の手法が取られたのである。また、人々の学校教育にかかわる行動も、凝集度には違いがあるにせよそれぞれの属する集団を単位として発想し、あるいはそれに規定されたものであった。しかも、帝国の政策はときどきの状況やそれぞれの集団のあり方に制約されてストレートに実現したわけではなく、逆に諸集団の態度や国家の対応も、状況に応じてさまざまに異なっていた。

むしろ、大改革期以降、国民教育省管下における身分制原理の撤廃に象徴されるように、こうしたあり方を原理的に乗り越える政策の方向性が打ち出され、「ロシア化」政策による教育システムの斉一化もめざされた。初等段階から高等レベルにいたる学校教育への人々の動員もしだいに拡大した。20世紀にはいると、国民教育確立のメルクマールというべき普通義務教育制度導入も検討されるようになる。また、大改革期以降の国民教育省管下の教育機関の成長は、従来の身分的障壁を超えた教育行動を示すものであり、人々の学校教育との関わり方の大きな転換を意味するものでもあった。しかし、帝国の教育システムの総体をみたとき、これらの変化を通じて上述の三つの座標軸によって区分されたあり方が完全に放棄されたわけではなかった。そして、こうしたシステムのほころびがますます拡大するなかでロシア革命が勃発したことは、すぐれて意味深長だといわねばなるまい。

ロシアのような帝国の教育システムについて検討する場合、西欧型国民国家を前提とした教育（国民教育）モデルをそのまま直截に導入した議論は必ずしも生産的なものとはならないであろう。むしろ、この帝国が国家として採用した教育の政策と制度（あるいは国家による学校教育の利用の仕方）、教育についてなにごとかを語った人々の思想、そこに実際に暮らす多様な人々（学校教育を忌避した人々も含めて）の学校教育とのかかわり方、さらに学校教育を通じて生み出された社会構造とその再生産の様相、学校教育をめぐる国家や諸集団の角逐といったことを丁寧に眺めてみる必要があるであろう。そうしたときに、ロシアの国家と社会がどのように編制されたかが、国家支配の様態とともに帝国を構成した諸集団のあり方や集団間・集団内の葛藤をも含めて、ひときわよく開示されるし、そのことを通じて、西欧的な国民教育とある一面では重なり、一面では異なるロシア的な近代教育の編制のあり方を動態的に捉えることも可能になるからである。「帝制期ロシア教育社会史」と銘うった研究がめざすのは、このような視角から帝制期ロシアの教育と社会の重層的で力動的な構造を解明することなのである。

- (1) 本稿は、1999年度教育史学会大会のシンポジウム「教育史の有効性を問う」で行った同名の口頭報告を大幅に改稿したものである。
- (2) 以下の拙稿を参照。「帝政期ロシアにおける女子教育の成立と展開—1764～1914—」、『京都府立大学学術報告 人文』第46号、1994年、「聖職者の娘の学校—ロシア正教会女子宗教学校概史—」、同前第47号、1995年、「帝制期ロシア女子教育の編成原理とその変容—身分制原理と母性原理—」、同前第48号、1996年、「[資料紹介] エレーナ・リハチョーヴァと『ロシア女子教育史資料』」、『女性史学』第6号、1996年。
- (3) 西部諸県教育政策について、より詳細は拙稿「『帝国』ロシアの教育政策—西部諸県教育政策と『ポーランド問題』—」、若松寛編『帝国システムの比較史的研究』（科研費報告書・京都府立大学）、1998年、参照。

- (4) *Vilnius Universiteto Istorija 1579-1994*, Vilnius, 1994.
- (5) 中山昭吉『近代ヨーロッパと東欧—ポーランド啓蒙の国際関係史的研究—』ミネルヴァ書房, 1991年に「ポーランド啓蒙」の思想的指導者コナルスキとの関連で若干触れられている。ほかに, 白木太一「ポーランド国民教育委員会初期(1773-76)における身分別教育再編の試み」, 『東欧史研究』第9号, 1986年, などを参照
- (6) Beauvois, D. (trs. by B. Reising), *The Noble, the Serf, and the Revizor*, Harwood Academic Publishers, 1991, p.174.
- (7) «Журнал Министерства Народного Просвещения» (вслд.«ЖМНП») ч.9, отд.І, 1836, с.67.
- (8) ポブロウスキの回想には, 1840年代中頃のサンクト・ペテルブルグ大学の学生700名中300名がポーランド人であったという証言がある。*Барбах Ю.* Курсы польского права в Санкт-Петербургском и Московском университетах в 1840-1860 годах, в кн. *Щаиов Я.Н. и др.* (ред.), Польские профессора и студенты в университетах России (XIX—начало XX в.), Варшава, 1995, с.13. なお, サンクト・ペテルブルグ, モスクワ両大学には, 帝國的支配の担い手となるポーランド人官吏の育成を目的に, ポーランド法の特別課程も設けられている。
- (9) см. *Иванов А.Е.* Русский университет в Царстве Польском, «Отечественная История» 1997, №6.
- (10) *Райковский.* Правительственные уступки полонизму в учебных заведениях Северо-Западного края, в кн. *Шолкович С.* (сост.) Сборник статей разбясняющих польское дело по отношению к Западной России, выш. 2, Вильна, 1887, с.348.
- (11) 前掲拙稿「聖職者の娘の学校」, 212-214頁参照。
- (12) 日曜学校運動については塚本智宏「農奴解放期の教育改革—日曜学校をめぐる専制と民衆・インテリゲンツィアの対立—」, 竹田正直編『教育改革と子どもの全面発達』ナウカ, 1987年, を参照。また, ウクライナ文化運動の視点からこれを取り上げたものとして阿部三樹夫「帝政ロシアのウクライナ語政策—ヴァルーエフ通達とエルム勅令を中心として—」, 『史観』第119冊, 1988年, ウクライナ文化運動全般については中井和夫『ソヴェト民族政策史—ウクライナ1917-1945—』御茶の水書房, 1988年, 第1部第2章, 同「パンテレimon・クリシのウクライナ観」, 原暉之編『講座スラブの世界 2 スラブの民族』弘文堂, 1995年及び中井和夫『ウクライナ・ナショナリズム—独立のジレンマ—』東京大学出版会, 1998年, 第1章を参照。
- (13) 塚本智宏「ロシア農奴解放期における教会付属学校と西部諸県の『国民学校』」, 『北海道大学教育学部紀要』第47号, 1986年, 参照。
- (14) Thaden, E. C., *Russia's Western Borderlands 1710-1870*, Princeton University Press, 1984, p.139.
- (15) 荒武鉄郎「ポーランド人領主の世界—19世紀後半のリトアニア・ベラルーシー—」, 『大阪外国語大学論集』第17集, 1997年, 197-198頁。
- (16) см. Брокгаус и Ефрон Энциклопедический словарь, т.IX^A(18), СПб., 1893, с.748-751.
- (17) 松里公孝「19世紀から20世紀初頭にかけての右岸ウクライナにおけるポーランド・ファクター」, 『スラブ研究』第45号, 1998年, 参照。
- (18) *Уваров С.С.* Десятилетие Министерства народного просвещения 1833-1843, СПб., 1864, с. 51-52.
- (19) デルプト大学史については拙稿「ロシアのなかのドイツの大学」, 『大学史研究』第14号(近刊)

予定), を参照。

- (20) Смо—ров. М. Обрусение прибалтийской школы, «Русская Школа» 1895, №9, с.42.
- (21) Рождественский С.В. Исторический обзор деятельности Министерства Народного Просвещения, СПб., с.489-490.
- (22) Смо—ров. указ. стат., с.53.
- (23) Там же., с.44.
- (24) Там же. с.51-52.
- (25) 沿バルト諸県のロシア化政策については竹中浩「帝政期ロシアにおけるロシア・ナショナリズムと同化政策—沿バルト海地域のロシア化を手掛かりとして—」, 日本政治学会編『年報政治学』1994年, 参照。
- (26) См., Исаков. С.Г. Русский язык и литература в учебных заведениях Эстонии XVIII—XIX столетий, Выш. II, 1860-1880-е годы, Тарту, 1974.
- (27) Смо—ров М. Обрусение прибалтийской школы (окончание), «Русская Школа» 1895, №10, с. 53.
- (28) Silvia P. Forgas, Modernization of Estonian primary education, *Journal of Baltic Studies*, vol.VII, No.3, 1976 Fall.
- (29) ibid.
- (30) Cf. Weeks, Theodore R., *Nation and State in Late Imperial Russia: Nationalism and Russification on the Western Frontier, 1863-1914*, Northern Illinois University Press, 1996.
- (31) 奥村庸一「19世紀ロシア民衆教育改革の性格について—対東方民族『異族人教育規則』(1870)の検討—」, 『日本の教育史学』第39集, 1996年。この論文は, ロシア教育史研究において民族問題を正面から据えた画期的な作品である。また, 高橋清治「帝国のカフカス支配と『異族人教育』」, 『ロシア史研究』第60号, 1997年, 塩川伸明「ソ連言語政策史再考」, 『スラヴ研究』第46号, 1999年, 同「帝国の民族政策の基本は同化か?」, 『ロシア史研究』第64号, 1999年, 西山克典「帝国秩序の崩壊と再編」, 同前所収, などがイリミンスキー方式及び異族人教育と帝国との関係について論じている。
- (32) см. Черказьянова И.В. Немецкая дореволюционная школа Сибири: возникновение и проблемы развития, в кн. Немцы Россия Сибирь, Омск, 1997.
- (33) Рождественский С.В. указ. соч., с.692.
- (34) 教育の身分制原理については, 拙稿「19世紀前半ロシアにおける教育の身分制原理とエリート学校」, 『京都府立大学学術報告 人文・社会』第51号, 1999年; 同「19世紀ロシアのエリートの学校—身分制原理から専門職者養成へ—」, 橋本伸也他『近代ヨーロッパの探究 4 エリート教育』ミネルヴァ書房, 近刊予定などを参照されたい。
- (35) ベーリュスチン, 白石治朗訳『十九世紀ロシア農村司祭の生活』中央大学出版部, 1999年, 参照。
- (36) Ячменихин В.К. Быт кантонистов военных поселений «Вестник Московского Университета» серия 8 история, 1997, №4.
- (37) 拙稿「帝制期ロシア女子教育の編制原理とその変容」, 『京都府立大学学術報告 人文』第48号, 1996年, 参照。
- (38) 大改革期の教育改革の性格については前掲拙稿「19世紀ロシアのエリートの学校」, 拙稿「帝制

期ロシアにおける古典語教育の運命—微弱な伝統と「上から」の導入—,『近代ヨーロッパの探究 4 エリート教育』所収を,また大改革全体の身分制にかかわる性格については竹中浩『近代ロシアへの転換—大改革時代の自由主義思想—』東京大学出版会,1999年,特に150-151頁を参照。

- (39) したがって, Министерство народного просвещения に対して「国民教育省」と訳語を当てることについてはその妥当性が問われねばならないが,ここでは慣用にしている。
- (40) 1842年版『ロシア帝国法典』中の身分法の巻の1262条から1367条までがユダヤ人に関する条項であるが,うち1305条から1318条までが教育条項である。
- (41) Н・ハウマン (平田達治・荒島浩雅訳)『東方ユダヤ人の歴史』鳥影社,1999年,201頁。
- (42) Карнович Е. Об образовании евреев в России, «Русский Педагогический Вестник» 1857, №1, с.467.
- (43) デルジャーヴィンの『意見』については,高尾千津子「ガブリエル・デルジャーヴィンのユダヤ人に関する『意見』(1800年)」,山本俊朗編『スラヴ世界とその周辺—歴史論集—』ナウカ,1992年,参照。
- (44) Уваров С.С. указ. соч., с.73.
- (45) Карнович Е. указ. стат., с.464-465.
- (46) ハウマン前掲書,165頁。
- (47) 1887年7月10日,教育大臣デリヤーノフはギムナジア及び高等教育機関におけるユダヤ人生徒・学生の比率を,ユダヤ人定住地域で10%,サンクト・ペテルブルグとモスクワの両首都では3%,その他地域は5%とした。この規定は以後の政治情勢のなかで変転するが,1908年10月8日付大臣会議通達でも再度確認されている。適用除外を受けているのは音楽院のみである。この基準は,各地域毎の対人口ユダヤ人比率を勘案して定められたものである。
- (48) 1873年のトルストイ教育相の言によれば,ヴィリノ,キエフ,オデッサ,デルプットの各管区では,中等教育機関(ギムナジア,実科学校)生徒の13.2%をユダヤ人子弟が占めた。Геи, Ф. Школьное обучение у русских евреев (статья вторая), «Журнал Министерства Народного Просвещения» Новая серия ч.51, 1914, №3, отд.3, с.1. また,ギムナジア生徒総中のユダヤ人比率の経年的推移は以下の通りである。1865年3.3%,70年5.6%,77年10%,81年12.1%,これ以降は減少。また,高等教育機関については1881年8.8%,86年14.5%,1907年12.1%,1914年9.4%であり,ハリコフ大学やノヴォロシヤ(オデッサ)大学では医学部や法学部で学生数の4割程度をユダヤ人が占めたとされる。Миронов Б.Н. Социальная история России, т. 1, спб., 1999, с.31.
- (49) Klier, J. D., *Imperial Russia's Jewish Question 1855-1881*. Cambridge University Press, 1995, p.225.
- (50) Ibid., chapter 10.
- (51) Писах Марек. Борьба двух воспитаний: из истории просвещения евреев в России (1864-1873), в кн. Еврей в Российской Империи XVIII-XIX веков: Сборник трудов еврейских историков, М.-Иерусалим, 1995-5755. この論文の初出は以下の通り。「Пережитое» Т.1, СПб., 1909, с.106-143.
- (52) Геи, Ф. указ. стат., с.16.

付記 本稿は1998-1999年度文部省・日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(c)

「帝制期ロシアのエリート教育システムと社会変動に関する総合的研究」(研究代表者・橋本伸也)による研究成果の一部である。